

役員等報酬規程

社会福祉法人和幸会

社会福祉法人和幸会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和幸会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- 3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

業 務 内 容	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000円	5,000円

- 3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、1日につき10,000円を支給する。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

- 4 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 5 役員の各年度上限額は別表2に定める額とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	14,800円	5,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支給日)

- 第7条 常勤役員の報酬等は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日の金融機関営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等および旅費は必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 3 月 1 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円		
理事及び評議員業務報酬等(日額)	5,000円	5,000円	
監事監査指導報酬等(日額)	5,000円	5,000円	

別表 2

名 称	年度報酬上限額	備 考
理 事 長 業 務 報 酬	1,500,000円	
理 事 ・ 監 事 業 務 報 酬	100,000円	一人当たり